

V. ロシア連邦における統計活動に関する連邦法令

法案（1995年 4月 5日国会受理）

[山口秋義訳]

第1部 総則

第1条 法令の目的と適用範囲

本法令の目的は、ロシア連邦における統計活動に法的基礎を与えることである。

本法令の適用範囲は、統計調査を行うために必要な、自らに関する情報を伝達するか、または統計活動に従事するところの、連邦国家権力機関、ロシア連邦諸組織の権力機関、地方自治団体と法人との組織とその下部組織、個人企業、国民（自然人）、とである。

統計活動において、社会現象の量的側面に関する資料の、蒐集、作成、出版、とが実際の活動分野と見なされる。

第2条 統計活動の基本的諸課題

統計活動の基本的諸課題は、統一された科学的方法論に基づいて次のことを保障することである。

統計情報の、客観性、信頼性、機動性。

統計調査と計算との方法論的基礎を公表し、公式統計標準と国際的に採用されている標準・取り決めと比較すること。

連邦国家権力機関、ロシア連邦諸組織の国家権力機関、法人、との情報システムと、現有する情報データベース（データバンク）とを、相互関連させること。その際、情報の相互交換と、現有する情報資源を効率的に利用するための、統計的、方法論的、プログラミング技術的、その他、との作業とを、基礎とする。

統計情報を保管し保護すること。

第3条 統計活動法的基礎

統計活動法的基礎は、ロシア連邦憲法、本法令、ロシア連邦における情報関係を調整するその他の法令、公式統計標準、国際的標準、及び国際的協定、とである。

ロシア連邦の公式統計標準は、連邦国家統計機関によって定められた、統計指標の方法論、統計情報の蒐集と作成とに関する様式と方法、とである。

第2部 統計調査

第4条 統計調査の形態、手段、及び様式

統計調査は、調査対象に関する情報を、計算原資料に基づくかまたは直接調査によって、蒐集することを意味する。

統計調査は、国家的規模、産業部門、省庁、或いは、個々の活動領域、とにおいて行わ

れる。

統計情報の蒐集は、全数調査、標本調査、モノグラフ調査、とによって行われる。

統計調査の計画は、統計情報蒐集に関する指標（質問事項）の列挙と、これらの指標の構成と内容とを規定する方法論と、統計情報蒐集の形態と方法とを、意味する。

統計調査の基本的諸形態は、報告、アンケート調査、通信員調査、申告、検査、センサス、とである。

統計調査の形態と方法は、統計活動に従事するところの、国家統計組織、国家権力機関、法人、とによって決められる。

第 5条 国家統計調査

公的統計計算は、国家統計調査に基づいて、ロシア連邦国家統計組織によって行われる。国家統計調査は、連邦規模及び地方において行われる。

ロシア連邦政府によって承認される連邦統計活動計画に従って、連邦国家統計組織、地方統計組織、連邦執行機関、とによって行われる社会経済過程に関する統計調査は、連邦国家統計調査に属する。

連邦統計活動計画は、連邦予算から資金が調達される統計活動の構成とその実施期間とを、規定する。連邦統計活動計画は、連邦国家権力機関、ロシア連邦諸組織の国家権力機関、とからの提案に基づいて作成され、ロシア連邦の公式統計標準に基づく。

連邦国家統計組織は、連邦統計活動計画の個々の形態の統計調査を実施するために、連邦執行機関へ代表者を派遣する。

ロシア連邦諸組織の国家権力機関からの注文に応じて作成される、地方統計活動計画に従い、公式統計標準に基づいて、国家統計地方組織によって行われる、社会経済過程に関する統計調査は、地方国家統計調査に属する。

地方統計活動計画は、関係する予算から資金が調達される。

統計活動計画によって認められた範囲外の国家統計調査は、発注者の支払いによって資金が調達される。

国家統計調査の計画と形態とは、関係する国家統計組織によって決められる。

連邦国家権力機関、ロシア連邦諸組織の国家権力機関、地方自治組織、法人、それぞれの下部組織、個々の企業家、とは連邦統計活動計画に定められた規模と期限とに従って、国家統計調査の遂行に必要な全ての情報を、国家統計組織へ提出しなければならない。

第 6条 部門（官庁）統計調査

連邦国家権力機関、ロシア連邦諸組織の国家権力機関、地方自治組織、とは、国家統計調査以外にも、金融統計、科学技術統計、社会統計、税関統計、その他の統計、等の統計調査を独自に行うことができる。

これらの統計調査結果は、国家統計調査を目的として、国家統計組織へ無償で提供されなければならない。

第 7条 独自の統計調査

法人は独自の統計調査を行う権利を有する。

第 8条 国家統計記録

国家統計組織は、法人とその下部組織、個人企業家、とに関する国家統計記録（госстат）、を行う。

法人とその下部組織、個人企業家、とに関する国家統計記録（госстат）は次のことを保障する。

技術・経済・社会情報の全ロシア的分類を基礎として、法人とその下部組織、個人企業家、とに関する国家的計算と統一されたコード化を行うこと。

全面的記録とデータベースとに対する統一された方針を持つこと。

法人とその下部組織、個人企業家、とに関する統一されたコード化システム（госстат）を、活動の全期間において採用すること。

法人とその下部組織、個人企業家、との国家記録（госстат）に関する法令とその実施規則とは、ロシア連邦政府によって決められる。

全面的記録を行いデータベースを利用する、連邦国家権力機関、ロシア連邦諸組織の国家権力機関、地方自治組織、法人、とは法人とその下部組織、個人企業家、との国家記録（госстат）の作成と機動化のための情報を、国家統計組織へ提出しなければならない。

第 3部 国家統計活動

第 9条 国家統計組織

ロシア連邦における国家統計活動は、ロシア連邦における統計計算の実施を定めたロシア連邦憲法第71条に則って、連邦国家統計組織と地方国家統計組織とによって、従事される。

連邦国家統計組織は、ロシア統計を指導し、統一された科学的方法論に基づき、統計情報システムを機能させる。

連邦国家統計組織は次のことを保障する。

科学的根拠をもった方法論を基礎として、公式統計標準を作成すること。

連邦統計活動計画を作成し実施すること。

統計情報システムを機能させること。

法人とその下部組織、個人企業家、との国家記録（госстат）を行うこと。

然るべき、技術・経済・社会情報の全ロシア的分類を、作成し実施すること。

ロシア連邦、ロシア連邦諸組織、経済諸部門、経済諸セクター、との社会経済状態に関する公的統計情報を普及することによって、公表された統計情報への公平なアクセスをその利用者に対して提供することと、統計集と他の統計資料とを出版すること。

地方国家統計組織は、関係する地方における国家統計の遂行を保障する。

連邦国家統計組織、ロシア連邦諸組織の国家統計組織（地方国家統計組織）、国家統計組織の連邦下部組織、とは単一の国家統計制度を形成する。

国家統計組織が使用する、建物、機器、その他の資財、とは連邦所有に属し、例外的に私有化の対象とはならない。

第4部 国家統計組織の諸権利と諸義務

第10条 国家統計組織の諸権利

国家統計組織は次のような権利を有する。

連邦国家権力機関、ロシア連邦諸組織の国家権力機関、地方自治組織、法人とその下部組織、個人企業家、とから、営業機密と国家機密とを含めた統計情報を、無償で受け取ることができる。

社会人口状態と生産活動とに関する統計調査に必要な資料を、個人からその自由意志に基づいて受け取ることができる。

連邦国家権力機関、ロシア連邦諸組織の国家権力機関、地方自治組織、法人とその下部組織、個人企業家、とが実施することを義務付けられる、統計問題についての決定と指令とを、出版すること。

印刷活動と出版活動とを行うこと。

連邦国家権力機関、ロシア連邦諸組織の国家権力機関、地方自治組織、法人、個人、との契約と合意とに基づき、かれらの支払いによる資金調達をもって、情報計算活動、印刷活動、出版活動、とを行うことができる。経済活動によって得られた資金は、関係する法令と規則とに則り、国家統計組織によって使用される。

第11条 国家統計組織の諸義務

国家統計組織は自らの専門領域において次の義務を負う。

連邦国家権力機関、ロシア連邦諸組織の国家権力機関、地方自治組織、とに対して、社会経済情報を無償で提供すること。

総合的統計情報を出版すること。

連邦統計活動計画に従って、連邦国家権力機関、ロシア連邦諸組織の国家権力機関、地方自治組織、法人とその下部組織、個人企業家、とに対して、所定の様式と方法論とに則った統計情報を、無償で提供すること。

統計情報の保管と保護とを保障すること。

第12条 法人とその下部組織、個人企業家、国民、とに対する統計分野における保証

末端の統計情報は、これらの情報を提出したところの、法人とその下部組織、個人企業家、との合意の下に、国家統計組織によって公表されることができる。

国民（自然人）に関する末端の統計資料は、匿名または総括された様式においてのみ、利用されることができる。

第13条 国家統計調査に必要な統計情報の提出規則の違反に対する責任

国家統計調査の遂行に必要な統計情報を提出しない者、統計情報を歪曲した者、提出期限に遅れた者、とに対して、関連する現行法規に基づいてその責任を負わせる。

「統計の諸問題」誌1995年 4